

チェック 調査対象者は **2** ページの認定基準を満たしていますか？

いいえ → 扶養申請対象外です

はい ↓

扶養対象はどなたですか？

該当するすべての提出書類を **3** ~ **4** ページを参照の上、ご提出ください。

配偶者(夫・妻) 3 ページへ	子 4 ページへ	その他の家族 4 ページへ
----------------------------------	---------------------------	--------------------------------

用意しました チェック

下記に当てはまる方は追加でご提出ください。

- +** 扶養対象者が16歳(高校生)以上の学生の方は学生証の写しをご提出ください
- +** 扶養対象者が外国籍の方は外国人登録証明書(両面)をご提出ください (※在留カード可)
- +** 扶養対象者に障がいのある方は、障がい者手帳・療育手帳の写しをご提出ください

確認しました チェック

+ 被保険者と別居している場合は送金確認書類が必要です。
(別居同居の基準は **2** ページの同居とは...を参照)

被保険者の「通帳」(コピー)の該当箇所にマーカーを引き、送金額が分かるようにしてください。不要な部分は黒で塗りつぶしてください。

被保険者(健保 太郎)の通帳

2021年4月・5月・6月分の生活費

日	月	日	摘要	借方金額(円)	貸方金額(円)	残高(円)
04	04	01	普通預金-1 (振り込み)	100	100	1,000
04	04	07	普通預金-1 (振り込み)	100	100	1,000
04	04	14	普通預金-1 (振り込み)	100	100	1,000

連続3か月分の「送金証明書」 <写し>

- ・送金元(被保険者)、送金先(被扶養者名)、送金日、金額が確認できる「振込明細書」や「通帳」の写し等が必要
- ・通帳の写しの場合、名義(表紙など)、振込日、金額がわかるものが必要
- ・手渡しは送金の事実が確認できないため、送金として認められず、毎月定期的な送金が必要

ご提出前に各種記入漏れ、提出書類の添付忘れがないように必ず各自ご確認ください。

※内容によっては、書類を追加で求める場合があります。予めご了承ください。

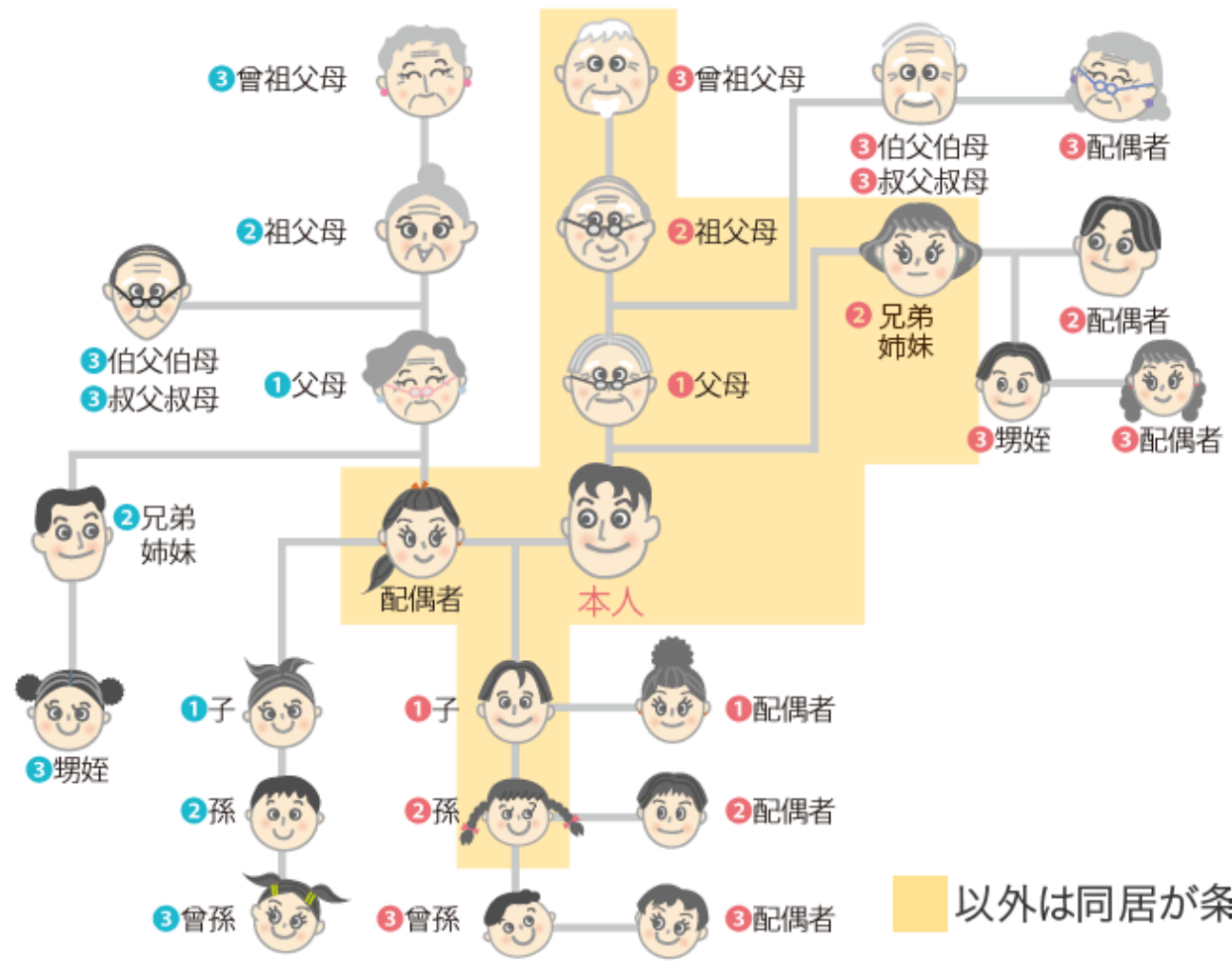
ご提出先は事業所の各担当者になります。提出先が不明な場合は上長等にご確認ください。

被扶養者の認定基準

被扶養者として認められる範囲

- ・ 被保険者本人から見て3親等内の親族。
- ・ 主として被保険者の収入で生計維持していること。
- ・ さらに同居が要件とされる親族もあります。

■ 3親等内親族表



同居とは...
 被保険者と被扶養者が同一世帯の住民票に表記されている場合を「同居」とします。

※なお、以下のような場合も「同居」とみなします。

- 23歳以下の学生における別居
- 被保険者の単身赴任により別居となった「配偶者」または「配偶者と同居する家族」
- 特別養護老人ホームや障がい者施設への入所により別居となった家族

■ 以外は同居が条件 ※配偶者は内縁の方を含みます

認定対象者の収入の基準

厚生労働省の通達により、下記①②の条件を満たしていることが必要です。

①金額

被扶養者の年齢	年間収入	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害年金受給の場合	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満

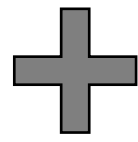
②被保険者との世帯関係・収入・仕送り

被保険者と扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
被保険者と扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること かつ、被保険者からの仕送り額未満であること

国内居住要件

日本国内に住所を要する方(日本に住民登録があること)

必須書類	チェック	チェック	チェック
	<input type="checkbox"/> 【01】 被扶養者異動届	+ <input type="checkbox"/> 【01-1】 被扶養者状況調査書	+ <input type="checkbox"/> 住民票



チェック

A.収入確認のための書類

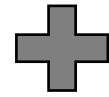
※婚姻・離婚に伴う申請は、戸籍謄本の写しを添付ください。

過去1年以上働いていない方	非課税証明書 (所得の記載がある場合は内容確認をさせていただきます)			
最近まで働いていた方 (1年以内)	自営業	個人事業の開業・廃業等届出書(税務署の受理印があるもの)		
	雇用保険未加入者	退職及び雇用保険未加入者であることの事業主の証明書		
	雇用保険加入者 ※【01-1】調査票の3の記入内容にそって、ご用意ください。	a 受給資格なし	【01-3】 扶養認定申立書(申立書1) +いずれか	雇用保険被保険者離職票－1. 2 雇用保険資格喪失確認通知書
		b 資格があるが受給しない		
		c.d 受給予定	「【01-3】 扶養認定申立書(申立書2) + 雇用保険被保険者離職票－1. 2」を先に提出の上、雇用保険受給資格者証(全面)を到着後速やかに提出	
		e 受給中	雇用保険受給資格者証(全面)※扶養基準内金額 (扶養基準内金額→60歳未満3612円未満・60歳以上5000円未満)	
		f 受給終了	雇用保険受給資格者証(全面) ※受給終了の印字のあるもの	
g 受給延長		受給期間延長通知書 延長申請がこれからの方は、「【01-3】 扶養認定申立書(申立書2) + 雇用保険被保険者離職票－1. 2」を先にご提出の上、申請後速やかにご提出ください。		
※離職票の提出が間に合わない場合は、「退職証明書及び【01-3】 扶養認定申立書(申立書3)」をご提出後、1か月以内にご提出ください。				
現在働いている方	勤労収入者	直近の給与明細書3か月分または雇用契約書 (収入減に伴う申請は、雇用条件変更後の雇用契約書) ※雇用契約書で雇用保険加入条件を確認できない場合は、後日追加の資料の提出をご依頼することがあります。		
	自営業者・その他収入の有る方 (家賃収入・配当等)	直近の確定申告書類一式の写し(収支内訳書・青色申告決算書を含む) ※自営業者の収入は、所得税法上の所得ではなく、原則として事業収入から、事業運営にあたり直接的に必要と認められる経費を差し引いた「実質的年収」にて比較します。		
各種年金受給者	直近の振込通知書 (老齢・障害・遺族・私的(企業・個人)年金等、受給しているものすべて)			
傷病手当金受給者	受給決定通知書(健康保険組合からの発行のもの)			
出産手当金受給者				

※【01】 【01-1】 【01-3】 の書類は
マーキュリー健康保険組合のHPの届出申請書一覧から印刷してください。

★住民票は続柄・世帯全員・マイナンバー記載のもの

必須書類	<input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01】被扶養者異動届 + <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 住民票 ※養子の方は戸籍謄本の写しも必要です
+	子どもが高校生の場合 <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01-1】被扶養者状況調査書(子の状況を記入)
	子どもが大学生以上の場合 <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01-1】被扶養者状況調査書(↑子の状況を記入) + <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 収入証明書(3 ページのAを参照) <small>(↑子の収入証明)</small>



配偶者がいる方	<input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01-2】配偶者の状況調査書(配偶者無しの方は戸籍謄本の写しをご提出ください)
↓ただし、	<input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 配偶者の収入証明書(3 ページのAを参照)

※以下に該当される方は、**配偶者の状況調査書と収入証明書は不要です。**

- ・配偶者がマーキュリー健康保険組合の被扶養者のとき
- ・夫婦ともにマーキュリー健康保険組合の被保険者のとき
(この場合は配偶者の保険証のコピーを申請時にご添付ください)

その他の家族

★住民票は続柄・世帯全員・マイナンバー記載のもの

必須書類	<input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01】被扶養者異動届 + <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 住民票
	扶養対象者が16歳以上の場合 <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 【01-1】被扶養者状況調査書(↑扶養対象者の状況を記入) + <input type="checkbox"/> <small>チェック</small> 収入証明書(3 ページのAを参照) <small>(↑扶養対象者の収入証明)</small>



チェック **優先扶養義務者確認のための収入証明(**3** ページのAを参照)**
 → 【02】被扶養者状況調査書の裏面8に該当する家族の収入証明です。

※ 【01】 【01-1】 【01-2】 【01-3】 の書類は
 マーキュリー健康保険組合のHPの届出申請書一覧から印刷してください。

Q&A

Q 妻が退職しました。在職中は雇用保険に加入しており、今後失業手当を受給予定です。私の被扶養者になれますか。

A 失業手当の受給開始前の期間で収入がないときは、被扶養者になることができます。受給開始後は、失業手当給付日額が3,612円以上(60歳以上は5,000円以上)のときは、受給期間中、被扶養者から外れなければいけません。受給終了後に収入がないときは、再度被扶養者になることができます。

Q 入社して間もないため、直近3か月分の給与明細書を提出できません。

A 勤務先で給与支払見込書を作成してもらい、提出してください。

Q 妻が以前の職場を退職し、現在、パートタイムで働いており、収入が以前に比べて減っています(被扶養者認定の収入の範囲)。必要書類は何を準備したら良いでしょうか。

A 転職等での収入減による申請のときは、**3** ㉟ A の「最近まで働いていた方」 + 「現在働いている方」 両方の確認書類をご準備ください。

Q 両親が離婚し、父の被扶養者だった母を私の被扶養者にしたいと思っています(母と同居中で、母に収入なし)。必要書類は何を準備したら良いでしょうか？

A **4** ㉟ の‘その他の家族’で必要書類をご確認ください。また、離婚の事実を確認するため、母が記載されている戸籍謄本の写しをご添付ください。各書類内容に基づいて、認定・不認定を審査します。

Q 優先扶養義務者とは何ですか？

A 民法第877条は、「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」と定めています。すなわち、親族は、お互いに扶養する義務があり、例えば、親に対する扶養義務は被保険者及びその兄弟姉妹にも同等の義務があるとされています。その他、以下のような事例が挙げられます。

- ・ 「既婚者」の優先扶養義務者 → 配偶者
- ・ 「未婚の子」の優先扶養義務者 → 親(父母)
- ・ 「未婚の兄弟姉妹」の優先扶養義務者 → 親(父母)

したがって、扶養認定に当たっては、被保険者以外の経済的扶養能力について確認する必要があります。